

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は小規模ながら、既に公開年度の10年前より取締役会の構成の改革を行い、当社と直接利害関係を持たない社外取締役の人数を過半数と定款に定め、同時に、経営の監視と業務執行の責務別の報酬制度の有り方の基準をつくりました。また、その結果を個人別に株主の皆様にご披露する等、どこよりも真っ先に徹底したコーポレート・ガバナンス体制を自主的に作り実行してまいりました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本5原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 バンダイナムコホールディングス	888,000	20.01
吉田知広	131,100	2.95
桐渕真一郎	130,000	2.92
桐渕千鶴子	100,000	2.25
株式会社 三菱東京UFJ銀行	93,000	2.09
市川正史	90,000	2.02
株式会社 SBI証券	77,400	1.74
岡三証券 株式会社	75,000	1.69
桐渕真人	72,000	1.62
梅田泰行	60,000	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	1月
-----	----

業種	その他製品
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	6名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
森本美成	他の会社の出身者													
仙田潤路	他の会社の出身者							△						
市川正史	他の会社の出身者													
伊藤 拓	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
森本美成		○	○		大手証券会社等勤務経歴	世界経済市場の動向・金融の知識、経験等により、主に経営診断の専門家として経営の監視・監督に適任である
仙田潤路	○	○	○		株式会社バンダイナムコホールディングスの取締役、株式会社シーシーピーの代表取締役を歴任	筆頭株主のグループ企業の経営者を歴任し、経営の監視・監督に適任である
市川正史	○		○	○	公認会計士	主に会計の専門家として経営の監視・監督に適任である。 なお、当社は委員会設置会社としてすでに業務執行と(執行役と監視(社外取締役))が分離されています。 実質的には社外取締役のみで構成される監査委員会が独立役員の役割を既に果たしているものと認識しています。 そのため、社外取締役、監査委員の市川正史氏を独立役員に指定しました。
伊藤 拓		○	○		弁護士	これまで弁護士としての豊富なキャリアを持ち、他の上場企業の社外監査役も経験がある。また、米国留学中にロースクールを卒業、経営学修士(IBEAR MBA)の資格を取得し、グローバルな法律・経営両面の知識や経験を、当社の今後の海外事業展開をはじめ経営全般の助言、指導に生かすことができる人材である。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	1	1	2	社外取締役
報酬委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査委員会	4	0	0	4	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 4名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
桐渕千鶴子	あり	あり	○	×	なし
小暮雅子	あり	あり	×	×	なし
藤田潤子	なし	なし	×	×	あり
桐渕真人	なし	なし	×	×	あり

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会は、会計監査人であるあずさ監査法人と期中より協議を行い、適時、会計面でのアドバイスを受けています。このような会計監査人との協議等を通じて、監査委員会は自ら果たすべき監査業務を遂行しています。監査委員会が必要とした場合に、監査委員会の職務を補助する取締役及び使用人による事務局を置くこととします。事務局に属する取締役及び使用人の任命、異動、評価等については、事前に監査委員会の意見を聴取するものとし、執行役はこれを尊重することとしています。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

執行役会により任命を受け、当該手続きから独立した者において内部統制評価を実施し、その実施結果については執行役会へ報告を行います。評価の状況については、会計監査人と協議を行い、執行役会より監査委員会に報告する体制となっております。監査委員会は評価を行い、重要な事項については取締役会に上申し、その内容について取締役会にて審議しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

執行役の個人別不確定金額は報酬委員会において、毎期業績に応じて取り決めます。平成28年1月12日開催の報酬委員会において、執行役に対する業績連動型不確定金額報酬について、算定式に基づき総額13,250千円の支給の実施を決議しました。

また、平成28年4月13日開催の報酬委員会において、平成29年1月期の役員報酬の算定方法について審議し、平成22年4月に規程した業績連動型不確定金額報酬の算定方法を改訂することとしました。(算定式は後記参照)

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	全員個別開示
(個別の執行役報酬の)開示状況	全員個別開示

該当項目に関する補足説明

取締役・執行役ともに個人別に開示。(有価証券報告書等、参照)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役は執行役に対して独立性を保つ必要があります。そのため、執行役と取締役を兼務する社内の取締役と、社外取締役とは分けて考えます。

- (1)社外取締役の報酬は当社に生活を依存しない範囲の相応な確定金額とし、業績連動型とはしないものとします。
- (2)執行役兼務の社内取締役については、「取締役」としての確定金額は、当期は「ゼロ」と査定しました。
- (3)執行役の責務は取締役会から委任を受け、継続可能な株主利益の拡大を追求することです。従って、「執行役」の報酬は、株主利益に連動した業績連動の報酬とし、個人別報酬を取り決めました。
- (4)執行役の個人別不確定金額の支給要件について、報酬委員会により方針が定められ、毎期の審議を委ねております。

当社は平成28年4月13日開催の報酬委員会において次期(平成29年1月期)の役員報酬の算定方法について審議し、平成22年4月に規程した業績連動型不確定金額報酬の算定方法を改訂することいたしました
なお、執行役に対する業績連動型不確定金額報酬の算定方法は以下の1)~5)のとおりであり、法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与に該当する役員報酬を支給することを定めております。

- 1) 1株当たり当期純利益が50円を超えた場合を支給対象とします。
- 2) 当期純利益から $<50円 \times (\text{発行済株式数} - \text{期末自己株式数})>$ を差し引いた残額を業績連動型不確定金額報酬の原資とします。
- 3) 業績連動型不確定金額報酬の総額は「0円」から上限金額(1,958万円)の間で査定されます。
- 4) 3)に記載する上限金額の場合の個人別の業績連動型不確定金額報酬は、次のとおりとします。

代表執行役	小暮雅子	年俸額(2,000万円) \times (12分の5)	=833万円	支給割合42.5%
代表執行役	桐淵千鶴子	年俸額(2,000万円) \times (12分の3)	=500万円	支給割合25.5%
執行役	藤田潤子	年俸額(1,300万円) \times (12分の3)	=325万円	支給割合16.6%
執行役	桐淵真人	年俸額(1,200万円) \times (12分の3)	=300万円	支給割合15.4%

- 5) 3)の査定結果の総額が1,958万円に満たない場合は、査定総額に個人別の支給割合(4)参照)を乗じた金額(1万円未満四捨五入)を個人別の支給額とします。

【社外取締役のサポート体制】

当社では、社外取締役に対するサポート体制として、事務連絡については総務部が行っており、毎月開催される取締役会議の議題案内等を事前に行っております。また、説明を要する資料の事前配布等につきましては、総務部のほか、経理部等の担当からも直接各社外取締役へ通知し、意見収拾等のサポートを行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行の状況につきましては、3ヶ月に1回開催される取締役会議において執行役より社外取締役に対し、業績や現状の課題等の報告を行っています。

監査・監督につきましては、監査委員会は上記の定時取締役会議における業務執行の状況ならびに結果報告に加え、年2回行われる監査法人から監査報告を受けております。

監査委員会は社外取締役のみ4名で構成され、指名委員会は社内取締役1名、社外取締役2名の3名で構成されております。

報酬委員会は社外取締役のみ3名で構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

公開前より社外取締役を取締役の過半数とした当社の体制が、委員会設置会社の形態と一致したことから、2003年の商法改正に伴う制度化と同時に移行しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	期末決算日が1月20日であることから、株主総会は毎期4月中旬に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	月次業績、四半期・半期・期末業績の揭示、その他適時開示資料の揭示。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部門においてIR事務窓口担当者(非専任)を設置。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	株主や個人投資家からの問い合わせや、機関投資家や取引先等からの取材要望に対しては、各四半期末日以降、適時開示終了の間を除いて、出来る限り個々に応じるものとしていきます。また、機関投資家の取材については代表執行役が応じております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項

1. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査委員会が必要とした場合に、監査委員会の職務を補助する取締役及び使用人による事務局を置くこととします。
2. 1.の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
前号の事務局に属する取締役及び使用人の任命、異動、評価等については、事前に監査委員会の意見を聴取するものとし、執行役はこれを尊重します。
3. 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
イ) 執行役及び使用人は、監査委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとし、監査委員会は、必要に応じて、執行役及び使用人から説明・報告を求めることが出来ます。
ロ) 執行役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに、監査委員会に当該事実を報告することを規定した執行役会規程を制定しています。
ハ) 監査委員会は会計監査人と定期的に協議を行い、適時報告を受けます。
4. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
会計監査人の選任・不再任・解任に関する株主総会に提出する議案の内容は、監査委員会の決議によるものとした監査委員会規程を制定しています。

(2) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

1. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
執行役は執行役会の議事について、議事録を作成し、議長ならびに出席執行役がこれに署名押印し、取締役から閲覧の請求があった場合は、それに応じることを規定した執行役会規程を制定しています。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
執行役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに、監査委員に当該事実を報告することを規定した執行役会規程を制定しています。
3. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ) 会社に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、執行役会にて審議することとします。
ロ) 会計監査人の代表執行役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については、監査委員会が事前に報告を受領し、会計監査人の報酬については監査委員会の事前承認を要することとします。
4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
社員は法令違反の隠蔽、意図的違反の議決、内部機密事項の漏洩が行われることを発見した時は、直ちに監査委員会または外部機関に当該事実を報告しなければならない旨を、従業員服務規律に定めています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を図り、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、当社総務部門が警察等の外部専門機関との連携を図り、情報収集等を行い、反社会的勢力排除に取り組んでおります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特に定めておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

平成28年4月13日開催の第39回定時株主総会において、取締役6名が選任され、同日開催の取締役会議において各委員会の委員が選任され就任しました。(「経営上の意思決定、執行役及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況」に記載のとおり)です。

